



## 「発刊に寄せて」

大学評価・学位授与機構長  
平野 眞一

本機構は、20年前の平成3年7月、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関「学位授与機構」として、そのうぶ声を上げました。当時の生涯学習体系への移行や高等教育機関の多様な発展を図るという社会的な要請に応えるため、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する途を開くということがその目的であります。その後、社会的な要請として大学改革が叫ばれる中で、大学の質をいかに評価するかが重要な課題となり、透明性の高い客観的な評価や評価の有効性等の調査研究を推進するための第三者機関として、平成12年に「大学評価・学位授与機構」に改組され、さらには平成16年には、一層の独立性・自律性・効率性をもって業務を実施する観点から、独立行政法人に移行されております。

その間、学位授与事業については、これまで適切かつ厳正に実施し、初めて学位を授与した平成4年3月以来、平成23年4月時点で5万4千人を超える皆さまに学位を授与してきております。そのような中で、その実施に当たっては様々な改善・充実が諮られており、最近の動きとしては、省庁大学校に関することとして、平成17年に国立看護大学校の研究課程部看護学研究科が修士相当課程として、また平成21年に防衛大学校の総合安全保障研究科が博士相当課程として認定され、現在では5大学校8課程（修士及び博士）が認定されております。

また単位積み上げ型学習者には、申請者及び受験者へのサービス向上を図る観点から、不合格者に対する通知の改善や電子申請システムを導入するとともに、試験場についても、新たに北海道地区、岡山地区（10月期のみ）を増設しております。

さらに研究面においても、新たな時代の学位システムの在り方について調査を行うため、平成17年に「学位システム研究会」を立ち上げ、高等教育に係る学識経験者や文部科学省関係者を交え、国内外の学位システムについて

調査研究を行うとともに、平成23年には高等教育の質保証の観点での横断的・融合的な研究開発を推進し大学評価及び学位授与の両事業に適切に反映する観点から、各研究部を統合し、新たに「研究開発部」を組織しております。

加えて、本機構では国際的視点での質保証の向上を図るべく、高等教育質保証機関の国際ネットワーク（INQAAHE）やアジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）のメンバーとして、ネットワークを通じた相互理解や優れた取組みの共有促進を図っているとともに、英国、フランス、オランダ、中国、香港、韓国、インドネシア、マレーシア、フランス、台湾各国の質保証機関との連携を深め、情報交換や人材交流、国際共同事業の開催など様々な交流事業を進めています。また、情報発信ツールとして「インフォメーション・パッケージ」を作成・公開しており、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する理解増進にも力を注いでいるところです。

我々が実施している大学評価及び学位授与の両事業は、我が国における高等教育の国際的通用性を担保する観点からも必要不可欠なものであると考えており、今後とも着実に発展させていく所存であります。

一方で、現在、政府では様々な行財政改革が行われ、独立行政法人は非常に厳しい状況下にあると認識しておりますが、その中で時代の要請や国民の期待に的確に応え、これまで以上にその特色を活かし、自らの役割を存分に果たしていくことが求められています。本機構としてはこれまでの良き伝統を受け継ぎつつ、改革すべきところは改革しつつ、我が国の質保証に係るファシリテーターとしての役割を全力で取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、創設以来20年にわたり、本機構の発展・充実にご協力を賜りましたすべての関係機関、関係者の皆さまに改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りたく、心からお願い申し上げます次第です。



## 大学評価・学位授与機構創設20年に寄せて

木村 孟

大学評価・学位授与機構の前身である学位授与機構が創設されたのは、平成3年の7月であり、平成12年に、学位授与事業に加えて大学評価をもその所掌業務とするという文部省（当時）の決定により、大学評価・学位授与機構に名称変更されたが、組織としては、本年の7月で、創設満20年を迎えた。

筆者は、平成10年の4月から11年間機構長を務めたが、この間、最も苦労したのが、大学評価システムの立ち上げであった。当初、文部省が考えていたのは、国立大学の教育並びに研究活動評価であり、当時英国が実施していたTQA（Teaching Quality Assessment）とRAE（Research Assessment Exercise）をモデルとした分野別評価であった。このタイプの評価の試行を平成12年から14年まで三年間実施したが、一年目は100mを全力疾走しながら準備したという状態であったため、評価の実施上様々なトラブルがあり、評価終了後、評価方法、評価結果について各大学から非常に多くの異議申し立てがあった。しかし、二年目、三年目と異議申し立ての数は目に見えて少なくなっていったので、先行きどうなるかと心配していた筆者は安堵の胸を撫で下ろした。これも全て、極めて優秀な事務局職員に恵まれたためであって、その意味では、筆者は極めて幸運であったと思っている。この時代に獅子奮迅の働きをしてくれた事務職員の殆どは、大学、研究所、あるいは文部科学省で枢要な地位を得ている。喜ばしい限りである。

この英国型の評価は、国立大学の法人化という大システム変化により、日の目を見ることなく、平成16年に、国公立のすべての大学に認証評価という機関別評価の受審を義務付けるという方向に舵が切られた。750を超え

る我が国の大学に対して、分野別評価を実施するのは容易なことではないが、筆者は、我が国の大学を国際競争力のある大学に育てていくには、何らかの方法で分野別評価を実施し、競争的環境を醸成することが焦眉の急であると考えている。

評価事業は我が国にとって勿論重要な仕事であるが、学位授与事業も、評価事業ほど派手ではないが、極めて大切な事業である。筆者は、任期中絶えず、次の年は学位申請者が減るのではないかと心配していた。短期大学・高等専門学校の卒業者等からの学士の学位取得者は、平成21年度は前年の2,723名から2,718名と5名減ったが、平成22年は2,778名とまた増加傾向に転じた。筆者が機構長に就任した平成10年度は学位取得者は1,383名であったので、10年間でほぼ倍増している。

平成22年4月現在の学位取得者の総計は、省庁大学校からの学位取得者を加えると実に54,010名に達する。教育制度が極めて単線的な我が国にあって、大学に進学しなくても学位を取得出来る制度が存在することは、単線的な制度に風穴を開けるという意味でも、極めて意義のあることである。その意味では、学位授与事業は、評価事業以上に我が国の高等教育システムにとって重要な事業であると言っても過言ではない。大学評価・学位授与機構の両事業の益々の発展を心から期待するものである。

---

きむら・つとむ 工学博士

日本技術者教育認定機構会長、文部科学省顧問、独立行政法人大学評価・学位授与機構特任教授、前独立行政法人大学評価・学位授与機構長、東京工業大学名誉教授

専門：地盤工学、土質工学



## 創設までの経緯を振り返って

田中郁三

学位授与機構の設置は省庁大学校、短期大学、高等専門学校等の卒業生・修了者や、新たな生涯学習体系で学ぶ者にも学位を受ける機会が与えられるべきではないかという以前からの声に対応したもののだが、それが具現化していくのは1987年9月の大学審議会発足以降である。「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」という諮問を受け、高等教育改革の課題に取り組む中で、学位授与機構設置への機運が一気に高まっていった。私も同審議会の高等教育計画部会の部会長として、微力ながら設置実現に関わることができたのは幸いである。

なぜ、この時期に学位授与機構の必要性が論じられるようになったかは、時代的背景も大きい。生涯学習という観点から、大学ではパートタイム学習の提供が試みられるなど、学ぶあり方も多様化。大学以外の高等教育現場でも学習の成果を単位として認定し、その累積を学士の学位として授与できるような仕組みを構築することが求められるようになってきた。すでに高等教育の機関の中には、大学や大学院と同水準の教育や研究を行っているところも現れ、その成果が正当に評価されるべきだという意見も強まっていたのである。

ここでひとつのモデルとなったのが当時の英国の全国学位授与評議会（CNAА）だ。同国では長年、大学だけが学位授与の権限を独占しており、大学に準じる教育機関であるポリテクニク等は学位授与権を有していなかった。その状況を打破すべくCNAАが設置されたわけだが、こうした先例は我々にとって大いに参考になった。

大学審議会でも活発に意見をやりとりしながら、その実現を目指していく中で、もっとも尽力されたのは広島大学と名古屋大学の学長を歴任したのち学位授与機関創設調査室長を務めた飯島宗一先生である。「日本の学位は国際的に何を主張するのであるかが問われなくてはならない」と述べるなど、学位制度についてしっかりしたご自身の考えを持ち、大学審議会での議論をリードしていった。こうして1991年7月、学位授与機構はスタートするのだが、私を含め、周囲は飯島先生が初代機構長に就任するものだとばかり思っていた。しかし、飯島先生は身体の調子がすぐれないことを理由に固辞され、結局、私が就任することになった。

その後、1998年3月まで7年近く機構長を務めさせていただく間、1万を超える学位を授与することができたのは喜ばしい限りである。以降も順調に成果を上げ、今春には学位取得者総数が5万人を超えたと聞く。市民の生涯学習の意欲に寄与すべく、今後のますますの発展をお祈り申し上げたい。

---

たなか・いくぞう 理学博士

独立行政法人大学評価・学位授与機構名誉教授、元学位授与機構長、東京工業大学名誉教授

専門：分子光化学

# 学位授与事業の基本原則について

館 昭

大学評価・学位授与機構の行う学位授与事業は、大学評価事業（2000年から）より古く、1991年7月に学位授与機構が設立された時に始まる。機構の出発は、施設は東京工業大学の長津田キャンパスのビルの一角の間借りで、総人員は十数名（その内教官定員は2名で、実配置の専任教員は私1名）という、ささやかなものであった。

しかし、機構の発足は、そうしたささやかさに反して、それまでのわが国の高等教育制度に根本的な変革を迫る、革新的な原理を孕んでいた。開始された業務は、短期大学・高等専門学校卒業生等が大学等においてさらに学修を行った場合の学士学位の授与及び「省庁大学校」の内で大学又は大学院に相当する課程の修了者に対する学士・修士・博士の学位授与、それに関連の調査研究と情報提供にあった。一見するとここでの2つの学位授与は無関係に見えるが、この制度を規定した法令（学校教育法及び国立学校設置法改正）の施行に当たっての文部事務次官通知は、「生涯学習体系への移行及び高等教育の多様な発展の観点から、学位授与機構を新設し、同機構が高等教育段階の様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うこととした」と記している。つまり、この2つに橋を架けるものとして、「学習成果の評価による学位授与」という原理が埋め込まれていたのである。

その後、機構はこの2種類の「新しい学位への途」を、実際の審査手続として組み上げ、種々の調整のもとで定着させた。また、大学評価・学位授与機構の一業務となっても、さらにはその機構が大学共同利用機関等から独立行政法人に移行しても、その業務自体は安定的に実施され、大きな変化は起きていない。先の原理は、「機構は、高等教育段階の様々な教育機会における学習の成果を評価し、大学卒業生・大学院修了者と同等の学習を修め、かつ同等以上の学力を有すると認められた方に対して学位の授与を行っています」として、

今も、学位授与事業の説明の冒頭を飾っている。  
([http://www.niad.ac.jp/n\\_gakui/](http://www.niad.ac.jp/n_gakui/))

しかし、設立時の次官通知にはあった、「生涯学習体系への移行及び高等教育の多様な発展の観点から」という、「学習成果の評価による学位授与」という原理の適用の理由への言及は、現在機構の掲げる説明にはみられない。今この短文で、そのことの意味を詳説することはできないが、そのことと、この原理の適用が、発足時の2種類に止まっていることと無関係ではないとの指摘だけはできよう。機構の学位授与事業の説明では、先の文面につづけて、「現在、機構が行う学位授与には・・・2つの種類があります」の記述がなされている。つまり、「現在」は20年間、「現在」のままなのである。

グローバリゼーション下での国際競争の激化、少子高齢化、知識基盤社会化、どの言葉で何を語ろうとも、人々にとって、生涯学習は余暇の贅沢から人生の必需品と化し、世界では教育政策の飾りから本体へと移行してきている。日本では、1980年代末の臨時教育審議会によって、早々と全教育体制の生涯学習体系への移行を政策の根幹に掲げながら、今日の本格的生涯学習社会構築の動きの中では後塵を拝するにいたっている。機構の学位授与事業についてみると、革新的原理を孕む学位授与事業を開始していながら、その時点で時計が止まってしまったかに見える。したがって、機構の学位授与事業に組み込まれた基本原理の発掘は、日本の高等教育全体の活性化にとって、極めて重要な意味を持っているのである。

---

たち・あきら 教育学修士  
桜美林大学大学院 大学アドミニストレーション研究科教授、元大学評価・学位授与機構教授  
専門：高等教育研究、教育行政、教育思想

## 学位授与事業20年の歩みから 国際化の波

岩 村 秀

木村孟機構長を研究代表者とする科研費基盤研究 (A) 海外学術調査「欧米における単位累積加算制度の仕組みと展開及び将来展望に関する比較的、総合的研究」の一環として、2000年2月、EU諸国におけるエラスムス計画 (*European Community Action Scheme for the Mobility of University Students*) の実態について、調査に出掛ける機会を得た。1987年に設立されたこの計画は、ヨーロッパ全体として高等教育課程を規格化する取組みが、ちょうど1999年に「ボローニャ宣言」として結実したことを追い風として、汎ヨーロッパ・アイデンティティーの涵養、人財の流動化プログラムの一環として、目覚ましい展開を見せ始めていた。その内容は、大学の2年生以上に最低3ヶ月から通常1学年暦の間他国の大学の経験を積む機会を与え、その間に取得した単位が母国の大学に戻ると認定される。学費の追加及び就学年の延長を行う必要はなく、生活費はエラスムス基金に申請できる。テーマは国際政治、社会科学が多いが、学生がある特定の国に集中するということはなく、スペインへは語学研修、イタリアへは芸術学習を中心に、他国から多くの学生が訪ねているのが印象的であった。理工系の学生でも、EU内の特定テーマについての大学研究者間の共同研究に参加することを兼ねて、広がりを見せていた。在学中のこれらの経験が経歴として将来プラスに作用していることは間違いない。エラスムス計画は20年を経た2006年には、15万人（全ヨーロッパ学生の1%）が参加し、31カ国4000ヶ所の高等教育機関で運用されており、累積ではこの時点で200万人の大学生が参加し、2012年までには300万人となる勢いであると予測されている。

本機構でも、学問交流・連携推進を意図して、2009年に「日中韓質保証機関連携協議会」が発足し、東アジアでの連携への第一歩が始まっている。平成22年度末までに機構が授与した学位取得者総数5万4千人のうち、外国人学生は700人を越えており、また、平成19年度からは、修士の学位審査を年度内に終え、帰国の際に修士の学位を持ち帰ることもできるような便宜が図られるようになった。

2011年は、東日本大震災によって、学業を志半ばで放棄することを余儀なくされた学生が少なくない。そのような学生が、落ち着いた後に、元の大学に戻ることができれば問題はない。それも叶わない場合には、様々な方法で単位の積み増しを行い、その間に培われた学力が身につけていることが分かれば、本機構より大学の学位と同等の学位を得ることができるのは説明を待たない。また不幸にして多くの外国人学生が、福島第一原発の事故を契機に帰国してしまった。それまでに基礎資格を充足している留学生には、母国での単位の積み増しにより本機構の制度を活用して学位取得（第一項学士）ができるよう道が開ければ、本機構の事業が外国人学生への門戸を一段と大きく開くこととなり、エラスムス計画がEUで果たしている役割の一端をアジアで果たし、ひいては“事業仕分け”にも強い学位授与事業となるのではなかろうか。

---

いわむら・ひいず 理学博士

日本大学客員教授、学位審査会委員長、元学位授与機構教授、自然科学研究機構分子科学研究所名誉教授、東京大学名誉教授、九州大学名誉教授

専門：有機化学

## 新段階に達した学位システム研究会

潮 木 守 一

ここ数年来、この機構に設けられた「学位システム研究会」のお世話をさせてもらっている。目標は各国の学位制度の現状を調べ、あわせて学位の発行機関である大学の成立根拠を洗い出すことにある。現在、どこの国でも大学の設置形態、学位のありかたには、従来とは異なった新たな動きが起こっている。そこでまず第一段階として、現時点で確定している部分を押さえることとした。つまり学位、大学に関する法律、法規、規定等を吟味して、すでに確定している事項を調べ、その結果を報告書としてまとめた。

次に今度は第二段階として、こうした現行制度を変えようとする力がどのように働いているのかを明らかにすることになった。つまり今までは動かない確定した部分を見る「静体視力」を使ってきたが、これからは「動体視力」を動員する段階に入ろうとしている。動かないものを視るよりも、動いているものを視るほうが、はるかに強い視力が必要なことは、視力研究者の教えるところである。いずれ成果がでたところで、ご報告したいと考えている。

学位制度といったものは、すでに法規、規定等で定まっているように見えるが、実態は必ずしもそうではない。中東のある国に大学を設置したいという機関に頼まれて、その国の法規、基準を調べたことがある。法律、基準はだいたいどこの国でも、同様な規定となっている。設置申請書を提出し、しかるべき機関の認証を受けなければならないことは、日本を含めてどこの国でも同じである。ただそれが実際にどのように運用されているのかは、規定に掲げられた条文を読んでいるだけでは分からない。

そこでそれを知るための手掛かりとして、既に認可を受け、実際に活動している大学をリスト・アップすることにした。この作業のなかで気づいたのは、かなりの数の外国の大学が海外分校を運営しているという事実である。問題はこの外国系の大学の海外分校が、どのような手続きで認可を受けたのかである。そのためには、まずその本校が本国で正規な大学として認定されているかどうかを確認してみた。ところが、この確認作業のなかで明らかになったのが、かなりの数の大学が本国では認証評価機関の正式認可を受けておらず、審査結果が「保留中」になっている事実である。本国で正式認可を受けていない大学が、はたして海外に分校を持てるのかどうか。この点を確認するには、本国の規定ばかりでなく、分校を設置する海外の国の規定も確認しなければならない。こうなると、法規、規定の文面から理解できる部分は限られている。最終的には関係機関から直接情報を集めるしかない。

こうした事例が物語るように、現在世界的な規模で、教育産業が登場し、国境を越えた活動を展開しようとしている。なかには法規の隙間を狙った、単なる「学位販売機関」となっているケースもある。このように流動化した時代には、従来の枠組みでは捕捉できない事態がでてくる。はたしてこうした「動態」にどこまで肉薄できるか、「学位システム研究会」は新たな段階に達したことになる。

---

うしおぎ・もりかず 教育学博士  
名古屋大学名誉教授、元学位授与機構運営委員  
専門：教育社会学

# Meeting The Challenge of Changing Times

Yiu-Kwan Fan

Higher education has undergone significant changes over the past two decades. The transformation from elite to mass higher education has provoked public concern about the quality of teaching, research and students' learning outcomes. Having recognised the importance of education to underpin a nation's social, economic and cultural development, many countries around the world, including those in the Asia-Pacific region, began to set up their own quality assurance agencies in the early 1990s. Among them were the National Institution for Academic Degrees (NIAD) of Japan and the Hong Kong Council for Academic Accreditation (HKCAA).

Founded about the same time as the NIAD-UE when Asia experienced a rapid growth in higher education, the HKCAA was established in 1990 as an independent statutory body to provide authoritative advice on academic standards of degree programmes in higher education institutions in Hong Kong. In 2007, the Council was reconstituted as the Hong Kong Council for Accreditation of Academic and Vocational Qualifications (HKCAAVQ) to reflect the expansion of its scope and responsibilities to include the vocational sector and its new role as the Qualifications Register Authority under the Hong Kong Qualifications Framework.

Today, the HKCAAVQ continues to provide quality assurance and assessment services to

education and training institutions, course providers and the general public, as well as advisory and consultancy services in respect of education qualifications and standards to government bureaux and professional organisations in Hong Kong and the Asia-Pacific region.

Facing the challenges of rapid increase in higher education opportunities and growing diversity of course offerings, quality assurance helps inform student choice, improve quality processes and enhance learning outcomes. To assure quality in higher education institutions and safeguard educational standards, the HKCAAVQ is dedicated to performing an active dual role as gate-keeper and gate-opener in quality assurance in Hong Kong. The mission of the HKCAAVQ is to maintain threshold standards; to strengthen providers' quality assurance capability; and to develop, promote and disseminate good practices on quality assurance.

Sharing similar missions and objectives in the advancement of quality assurance in higher education, the HKCAAVQ and NIAD-UE entered into a Memorandum of Understanding (MOU) in March 2010 to establish closer relations and to enhance mutual collaboration and support. Under this MOU, the HKCAAVQ and NIAD-UE endeavour to work together to exchange information and expertise; to cooperate in the identification of fraudulent awarding bodies or accrediting agencies; to collaborate on quality assurance

projects and joint research of mutual benefit; and to cooperate in any other mutually agreed activities for the benefit of the higher education sectors in both regions.

The changing education landscape both locally and internationally underlines the need for more coordination and collaboration between different quality assurance bodies. We believe such exchange is of great importance to our accreditation and assessment work. By forging close partnership with the NIAD-UE and other quality assurance bodies worldwide, we can ensure that our approaches are benchmarked with international good practices.

We congratulate the NIAD-UE on its 20th Anniversary and for its significant contributions to the higher education institutions in Japan over the past 20 years. We would also like to take this opportunity to express our gratitude to the NIAD-UE for its continued support and generosity in sharing its valuable experience and knowledge with the HKCAAVQ.

Quality assurance is particularly important in this age of globalisation and growth of knowledge-based economies. Although the recent devastating earthquake and tsunami have caused immense damage to Japan, we are confident that the indomitable spirit of the Japanese people coupled with their skills and expertise will prevail and that Japan will overcome these terrible setbacks. On behalf of the HKCAAVQ, I wish to extend our deepest condolences to the people of Japan, and our best wishes to the NIAD-UE for its challenging work ahead. We look forward to closer collaboration with the NIAD-UE, as we move forward together to face the challenges

and opportunities presented by new developments in, and increasing demand for higher education.

---

Executive Director

Hong Kong Council for Accreditation of Academic and Vocational Qualifications



2010年3月18日 HIKCAAVQ

(香港學術及職業資歷評審局)との覚書締結  
HIKCAAVQ 創立20周年記念式典に併せて催された、当機構との連携協力の覚書締結の記念セレモニー。瀧田佳子  
学位審査研究部長（当時）と Yiu-Kwan Fan 総幹事。

## 年表・沿革

昭和61年度	昭和61年 4月	臨時教育審議会「教育改革に関する第2次答申」において、生涯学習体系への移行の観点から、学位授与機関の創設について検討することを提言
昭和63年度	平成元年 3月	文部大臣が大学審議会に対して学位授与機関の創設についての重点的審議を要請
平成元年度	平成元年 7月	大学審議会大学教育部会及び大学院部会の審議概要報告において、学位授与機関を創設する必要があることを提言
平成2年度	平成2年 6月 平成2年 7月 平成3年 2月	文部大臣裁定により「学位授与機関の創設調査組織要項」が定められ、総合研究大学院大学に学位授与機関創設調査室及び学位授与機関創設調査委員会が設置される 大学審議会大学教育部会及び大学院部会が、学位授与機関に関する審議の概要を報告 大学審議会から「学位授与機関の創設について」答申 学位授与機関創設調査委員会から「学位授与機構の構想の概要について」報告
平成3年度	平成3年 4月 平成3年 6月 平成3年 7月 平成3年 8月 平成3年10月 平成3年12月 平成4年 1月 平成4年 2月 平成4年 3月	「国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律」の公布 (平成3年法律第23号平成3年7月1日施行) 「学位規則の一部を改正する省令」の公布 (平成3年文部省令第27号平成3年7月1日施行) 「学位授与機構組織運営規則」の公布 (平成3年文部省令第38号平成3年7月1日施行) 学位授与機構が東京工業大学長津田キャンパス内に設置され、審査研究部と管理部総務課が置かれる 「学位授与機構審査会規程」(規程第1号)を制定、施行 第1回運営委員会、第1回審査会、第1回評議員会を開催 「学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程」(規程第2号)及び「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程」(規程第3号)を制定、施行 防衛医科大学校医学教育部医学科を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定 防衛医科大学校医学教育部医学研究科を大学院の博士課程に対応する教育を行う課程として認定 「学士の学位授与(学位規則第6条第1項関係)等の在り方に関する調査研究会」(学位授与機構長裁定)を設置 防衛大学校本科、職業訓練大学校長期課程、水産大学校本科、海上保安大学校本科、気象大学校大学部を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定 防衛大学校理工学研究科、職業訓練大学校研究課程を大学院の修士課程に対応する教育を行う課程として認定 「短期大学及び高等専門学校専攻科の認定に関する規程」(規程第4号)を制定、施行(全短期大学及び高等専門学校長に通知) 「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」(規程第5号)を制定、施行 平成3年度(平成4年4月1日適用)専攻科認定の申出を受付 (4年度以降は毎年9月30日を期限として認定の申出を受付) 最初の博士の学位を10人に授与(防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者) 最初の学士の学位を839人に授与(省庁所管6大学校6課程修了者)

平成 4 年 度	平成 4 年 4 月	審査研究部に審査部門及び調査研究部門，管理部に学務課が置かれる 最初の専攻科の認定（短期大学専攻科20校29専攻，高等専門学校専攻科 2 校 5 専攻） 「新しい学士への途」を発行し，短期大学・高等専門学校卒業生等に係る学士の学位の授与制度の概略を紹介，平成 4 年10月に初の申請を受け付けることを公表
	平成 4 年 9 月	「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」（専攻分野14，専攻の区分22）を決定（短期大学・高等専門学校卒業生等） （「国語国文学，英語・英米文学，宗教学，教育学，社会福祉学，比較文化，地域研究，国際関係，法学，政治学，経済学，商学，経営学，看護学，機械工学，電気電子工学，情報工学，応用化学，材料工学，家政学，音楽，美術」の22区分） 「新しい学士への途」を発行，修得単位の審査基準等を記載（以後毎年 1 回発行） 認定専攻科への説明会を実施（以後，平成10年度まで開催） 最初の修士の学位を81人に授与（防衛大学校理工学研究科及び職業訓練大学校研究課程修了者）
	平成 4 年10月	最初の学士の学位授与申請受付（短期大学・高等専門学校卒業生等） 平成 5 年度以降，4 月と10月に実施 「科目等履修生制度の開設大学一覧」を発刊（以後毎年刊行）
	平成 4 年12月	学士の学位（短期大学・高等専門学校卒業生等）の審査に係る最初の試験（東京会場）を実施（以後毎年 6 月，12月に実施）
	平成 5 年 1 月	最初の学士の学位を 3 名に授与（短期大学・高等専門学校卒業生等）
	平成 5 年 3 月	研究紀要『学位研究』を発刊 各国公私立大学に科目等履修生に関する規程等の資料の送付を依頼 各大学が学位に付記している専攻分野の名称の調査，各大学からの履修手引，シラバスの収集，以後毎年実施
平成 5 年 度	平成 5 年 4 月	学士の学位授与に係る専攻の区分「独語・独文学」，「仏語・仏文学」，「歴史学」，「心理学」，「社会学」，「数学・情報系」，「物理学・地学系」，「化学系」，「生物学系」，「検査技術科学」，「放射線技術科学」，「理学・作業療法学」，「栄養学」，「農学」について修得単位の審査の基準を策定
	平成 5 年 5 月	文部省高等教育局長通知「短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の修了及び学士の学位の取得が見込まれる者に係る大学院の入学選抜の取扱いについて」（各国公私立大学長，放送大学長及び各国公私立高等専門学校長宛） 「短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科を修了する見込みの者に係る学士の学位授与申請の取扱いについて」を機構長から認定専攻科を置く短期大学長及び高等専門学校長に通知
	平成 5 年 6 月	大阪地区試験場を追加
	平成 5 年 8 月	専攻科の 3 月修了見込みでの申請に関して「新しい学士への途」追補を発行
	平成 5 年10月	見込申請の開始：平成 5 年10月期の学士の学位授与申請者（短期大学・高等専門学校卒業生等）117名中90名が見込申請
	平成 5 年11月	「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧（平成 5 年度版）」を作成（以後毎年発行）
平成 6 年 度	平成 6 年 4 月	学士の学位授与に係る専攻の区分「哲学」，「科学技術研究」，「総合理学」，「土木工学」，「建築学」について修得単位の審査の基準を策定
	平成 6 年 5 月	「専門委員会の設置に関する申合せ」を制定し，専門委員会組織を再編
	平成 6 年 6 月	水産大学校水産学研究科を大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として認定（修士の学位授与申請は平成 8 年度から）
	平成 6 年 7 月	「学位授与機構ニュース」（現在は「大学評価・学位授与機構ニュース」）を発刊
	平成 7 年 2 月	リーフレット「短大・高専卒から学位取得へ」（現在は「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から『学士』を目指す方へ—大学評価・学位授与機構の学位授与システム—」）を発刊

平成7年度	平成7年4月 平成8年1月	学士の学位授与に係る専攻の区分「神学」, 「社会科学」, 「体育学」について修得単位の審査の基準を策定するとともに, 専攻の区分「理学・作業療法学」を「理学療法学」と「作業療法学」に分離 学士の学位授与者(短期大学・高等専門学校卒業者等)へのアンケートを開始 「大学又は大学院に相当する教育を行う課程認定の申出に係る書類の様式及び提出部数に関する細則」(細則第3号)及び「認定を受けた課程における教育の実施状況等の審査に関する細則」(細則第4号)を制定, 施行
平成8年度	平成8年4月 平成8年9月 平成8年12月 平成9年3月	学士の学位授与に係る専攻の区分「臨床工学」, 「生物工学」, 「芸術工学」について修得単位の審査の基準を策定 学位授与機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科, 省庁大学校の課程における教育の実施状況等の審査について対象校に最初の通知 「学位授与機構5年間の歩み」を刊行 防衛大学校総合安全保障研究科を大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として認定(修士の学位授与申請は平成11年度から)
平成9年度	平成9年4月 平成9年12月 平成10年2月 平成10年3月	学士の学位授与に係る専攻の区分「薬学」, 「鍼灸学」について修得単位の審査の基準を策定 行政改革委員会規制緩和小委員会最終報告書において, 専門学校修了者の大学への編入学及び単位累積加算制度の検討を提言 大学審議会答申「高等教育の一層の改善について」において, 一定の基準を満たす専門学校修了者に対する大学への編入学及び学位授与機構における学士の学位授与に係るそれらの者への基礎資格の付与について提言 最初の教育の実施状況の審査において, 専攻科19校29専攻, 省庁大学校5校7課程を「適」と判定 「専門学校卒業者に対する学士の学位授与に関する調査研究会」(学位授与機構長裁定)を設置 学位授与者の累計が1万人を超す 閣議決定「規制緩和推進3か年計画」において, 専門学校修了者への大学編入学資格の付与及び学位授与機構による単位累積加算制度について本格的に検討することを明記
平成10年度	平成10年4月 平成10年5月 平成10年6月 平成10年8月 平成10年9月 平成10年10月 平成11年1月	学士の学位授与に係る専攻の区分「水産学」について修得単位の審査の基準を策定 文部省「教育改革プログラム」において, 学位授与機構による単位累積加算制度について平成11年度中に調査研究を取りまとめることを明記 「単位累積加算による学士の学位授与制度に関する調査研究会」(学位授与機構長裁定)を設置 「学校教育法等の一部を改正する法律」の公布(平成10年法律第101号平成11年4月1日施行)により, 一定の専門学校修了者に大学への編入学資格を付与 「学位規則の一部を改正する省令」の公布(平成10年文部省令第34号平成11年4月1日施行)により, 大学編入学資格のある専門学校修了者に学士の学位の授与に係る基礎資格を付与 専門学校卒業者に対する学士の学位授与に関する調査研究会が, 「専門学校卒業者に対する学士の学位授与の要件等について」取りまとめ 大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)」において, 学位授与機構における単位累積加算制度の調査研究と同審議会での検討の必要性を指摘 「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」等の改正により, 専門学校修了者に学士の学位の授与についての基礎資格を付与(平成11年4月期申請者から適用)
平成11年度	平成11年4月 平成12年3月	専門学校修了者からの申請受付開始 『単位累積加算制度』に関する調査研究報告書を公表 「国立学校設置法の一部を改正する法律」の公布 (平成12年法律第10号平成12年4月1日施行)

平成11年度		「学位授与機構組織運営規則の一部を改正する省令」の公布 (平成12年文部省令第35号平成12年4月1日施行)
平成12年度	平成12年4月	大学評価事業が機構の業務に付加されたことに伴い、大学評価・学位授与機構に改組 評価研究部と評価事業部を設置 審査会は学位審査会に、審査研究部は学位審査研究部に、学務課は学位審査課と改称 管理部に会計課と情報課が置かれる。学位審査研究部と学位審査課、情報課は、東京都文京区大塚に移転 学士の学位授与に係る専攻の区分「中国語・中国文学」、「ロシア語・ロシア文学」について修得単位の審査の基準を策定
	平成12年11月	大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」において、単位累積加算制度について、大学評価・学位授与機構の調査研究を紹介し、審議会として更に検討することを明記 大学審議会短期大学及び高等専門学校の在り方に関するワーキンググループからの総会への審議経過報告「短期大学及び高等専門学校の在り方について」において、短期大学・高等専門学校卒業者に対する大学での16単位の修得要件を外すよう提言
	平成13年1月	「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」の改正により「16単位以上は大学において修得すること」を削除(平成13年度4月期申請者から適用)
	平成13年3月	国立看護大学校看護学部看護学科を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定 防衛大学校理工学研究科(後期課程)を大学院の博士課程に対応する教育を行う課程として認定
平成13年度	平成13年9月	学位授与事業10周年記念式典挙行 「学位授与10年のあゆみ」を発行
	平成14年2月	認定専攻科修了見込申請者に学修成果・試験の結果を通知することを開始
	平成14年3月	学位授与者に関する協議会(旧認定専攻科への説明会)を一橋記念講堂で開催 学位授与者の累計が2万人を越す
平成14年度	平成14年7月	「自己点検・評価及び外部検証報告書」を公表
	平成14年12月	九州地区試験場を新設
	平成15年3月	学士の学位授与に係る修得単位の審査の基準を改正 (英語・英米文学ほか11区分は平成16年度から、国語国文学ほか8区分は平成17年度から適用)
平成15年度	平成15年4月	東京都小平市の新施設に移転 学士の学位授与に係る専攻の区分「商船学」、「言語聴覚障害学」について修得単位の審査の基準を策定
	平成15年6月	小平本館に図書資料室を設置
	平成15年7月	「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」の公布 (平成15年法律114号平成15年10月1日施行)
平成16年度	平成16年4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構に改組
	平成16年6月	北海道地区試験場を新設
	平成17年1月	リーフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解していただくために」を発刊
	平成17年2月	国立看護大学校研究課程部看護学研究科を大学の修士課程に対応する教育を行う課程として認定(修士の学位授与申請は平成19年度から)
	平成17年3月	『大学評価・学位研究』を刊行(『学位研究』及び『大学評価』を統合) 学位授与者の累計が3万人を越す

平成17年度	平成17年 4月	学士の学位授与に係る専攻の区分「社会システム工学」について修得単位の審査の基準を策定
	平成17年 5月	学士の学位授与に係る不合格者のうち、学修成果書き直しが必要な場合の留意事項の追加通知を決定（平成17年度10月期から実施）
平成18年度	平成19年 3月	認定専攻科を通じての学位記の送付を開始
平成19年度	平成19年 4月	平成19年度版「新しい学士への途」から記述内容を充実化
	平成19年12月	認定専攻科の9月修了見込み者に係る4月期での見込申請の開始
	平成20年 3月	修士の認定課程修了見込での申請受付の開始（省庁大学校修了者） 外部検証を実施し、その結果を「外部検証報告書」として取りまとめ機構のウェブサイトにて公表 学位授与者の累計が4万人を超す
平成20年度	平成20年 4月	学士の学位授与に係る専攻の区分「口腔保健衛生学」について修得単位の審査の基準を策定 学士の学位授与に係る電子申請の開始 「新しい学士への途」, 「学位授与申請書類」等のテレメールによる資料請求受付を開始
	平成20年 9月	「新しい学士をめざして—実践的学修のガイドブック—」を出版
	平成21年 2月	防衛大学校総合安全保障研究科後期課程を大学の博士課程に相当する教育を行う課程として認定（博士の学位授与申請は3年後を予定）
平成21年度	平成21年 4月	学士の学位授与に係る専攻の区分「視能矯正学」について修得単位の審査の基準を策定 認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について、2回目以降は原則7年ごとに変更 学位授与事業に関する協議会を一橋記念講堂で開催
	平成22年 1月	新型インフルエンザ流行に伴い小論文試験の追試験を実施
	平成22年 3月	学位授与者の累計が5万人を超す
平成22年度	平成22年 4月	薬剤師の養成を目的としない4年制の薬学教育に対応する専攻の区分として、これまでの「薬学」を廃止し、新たに「薬科学」についての修得単位の審査の基準を策定 行政刷新会議による機構に係る事業仕分けの実施
	平成22年11月	生涯学習フォーラム高知大会に出展 学士の学位授与に係る専攻の区分「口腔保健技工学」について修得単位の審査の基準を策定（現在の専攻分野27, 専攻の区分59）
	平成22年12月	岡山地区試験場を新設（10月期のみ）
平成23年度	平成23年 4月	学位審査研究部と評価研究部を研究開発部に統合 4月期の学位授与申請受付について、東日本大震災被災者に対する特別措置を実施